

障害学生支援大学長連絡会議の運営申合せ

〔平成21年2月27日
制 定〕

改正 平成24年10月20日

改正 令和3年1月14日

改正 令和4年1月26日

1 目的

平成28年に施行された障害者差別解消法やその改正により、大学における障害学生への支援は、一部の大学の先駆的な取り組みではなく、すべての大学における基本的な責務の一つとして認識されるに至った。学長のリーダーシップのもと、組織的に支援体制を整備する大学も増加し、このような取り組みを、安定的且つ、より高い水準で運用していくための仕組みづくりに対して注目が集まりつつある。

このような背景を踏まえ、障害学生支援は、すべての大学を支える基盤の一部であるという考えのもと、障害学生はもとよりすべての学生の修学環境の一層の充実に向けてともに模索するとともに、誰もがいつ何時でも自らの選択で学ぶことができる高等教育のユニバーサル・アクセスの実現を目指して、賛同する大学と共に、障害学生支援大学長連絡会議（以下「大学長連絡会議」という。）を設ける。

本大学長連絡会議では、障害学生支援に関する最新の情報を共有するとともに、大学間の連携・協力などについて、連絡・調整を行う。加えて、誰もが等しく学ぶことのできる大学づくりに向けて、障害学生をはじめとするすべての学生の学びの保障を軸に、これからの時代の大学のあり方を協議・発信していくことを目的とする。

2 構成

(1) 大学長連絡会議は、障害学生を受入れている大学のうち、別表で定める大学の学長で構成（以下「構成員」という。）する。

※ ただし、学長が出席できない場合には、障害学生支援担当の理事又は副学長の出席を可とする。

(2) 大学長連絡会議が必要と認めた場合は、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(3) 大学長連絡会議の主幹大学は、宮城教育大学、筑波技術大学、愛知教育大学、同志社大学とする。

(4) 大学長連絡会議の総括主幹大学は、筑波技術大学とする。

3 運営

(1) 大学長連絡会議に議長を置き、会議を主宰する。

(2) 大学長連絡会議は、原則として年1回、主幹大学が輪番で開催する。ただし、3回に1回は総括主幹大学で開催する。

- (3) 大学長連絡会議に関する事務及び開催に係る経費は、開催する主幹大学において処理する。
- (4) 大学長連絡会議に関する事務のうち、基調講演者の選定並びに派遣の依頼は、総括主幹大学において行う。

4 その他

- (1) 大学長連絡会議出席に係る旅費は、各大学が負担する。
- (2) ここに定めるもののほか、必要な事項は、大学長連絡会議が定める。